

土壌検査結果について（城陽市実施分）

1 検査方法

(1) 検体採取箇所の考え方

① 事業者から聴き取り調査を実施し、再生土が搬入された箇所を特定した。

② 【直接掘削による場合】

（平成17年6月13日、9月6日、9月13日、10月4日、18年11月13日～16日、11月22日実施）

特定した箇所を重機により掘削し、再生土の存在を確認した。

なお、再生土の確認は、周辺の土砂との色の違いやセメント臭の有無及び携帯型pHメーターによる水素イオン濃度の測定（11月13日～16日、11月22日のみ）等により実施した。

【ボーリングによる掘削の場合】

（平成18年11月15日～18日、11月20日～21日実施）

ボーリングマシン〔ロータリー式ボーリングマシン、簡易ボーリングマシン〕を用いて、掘削時にコアを全て採取するオールコア方式によるボーリング調査を行なった。再生土の確認は、直接掘削と同様で、前後の土砂との色の違いやセメント臭の有無及び携帯型pHメーターによる水素イオン濃度の測定等により実施した。

③ 検体採取箇所…別図のとおり

(2) 検査項目選定の考え方

① 「土壌の汚染に係る環境基準」に規定されている26項目と水素イオン濃度（11月13日～16日、11月22日のみ）

※ 環境基準項目（通称を表示している項目がある。）

カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素

(3) 検査方法

① 検体採取方法

上記1(1)の方法により確認した再生土を検査項目に必要な分量を採取し、その日の内に検査機関に搬入し、検査に供した。

② 検査方法

・26項目＝土壌の汚染に係る環境基準に基づく方法（平成3年環境庁告示第46号）

・水素イオン濃度＝JGS 0211-2000

③ 検査機関

（株）ユニチカ環境技術センター

2 検査結果

別紙のとおり